

平成24年8月6日(月)  
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室			
室	長	吉田	章市
室長補佐	清野	聡	
電話	043-221-2328		

## 平成24年度千葉県最低賃金の改正決定について

### 千葉地方最低賃金審議会が現行を8円引き上げ 756円(目安(参考)プラス2円)を答申

千葉地方最低賃金審議会(会長 赤田靖英)は、本年7月3日、千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、千葉県最低賃金専門部会を設置し、本年7月26日、中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ調査審議を重ね、8月6日、千葉労働局長に対し、現行の千葉県最低賃金(時間額)748円を「8円」引き上げ、「**時間額756円**」とする旨、答申した。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、新しい千葉県最低賃金額は本年10月1日発効される予定である。

審議に当たっては、労使各側とも生活保護水準との乖離については1年で解消することには理解を示した。しかし、金額については労使間で県内の経済状況等に関する意見の相違があったため、総合的に判断し、上記答申がまとめられた。

## 参考

### 中央最低賃金審議会の示す目安額

6円（千葉県における生活保護水準との乖離額 6円）

### 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
時間額	723円	728円	744円	748円	756円
引上げ額	17円	5円	16円	4円	8円
時間額の対前 年度上昇率	2.41%	0.69%	2.20%	0.54%	1.07%